

| NO. | 医療機器<br>被 告       | 原 告 | 原 告<br>原告側主張  | 事故概要  |  | 判決の結論   | 国    | 判決年  |
|-----|-------------------|-----|---|---|--|---|------|------|
|     |                   |     |   | 被 告   | 被 告  |   |      |      |
| 4   | 製造業者<br>脣部用インプラント | 患者  | 被告:製造者の指示に基づいて供給されたインプラントによって供給者当該製品を製造した後に当該製品を埋め込んだ後に原告は新しい痛みに悩まされたため、破損していたインプラントを交換せざるを得なかつた。この交換手術後、原告は歩行の際は常に松葉杖を必要とするようになってしまつた。 | 被告によつて供給されたインプラントには設計・製造上の欠陥があると主張。   | 破損しないインプラントを製造することは、当時の科学では不可能であったと主張。           | 訴えの根拠が無いとして訴訟却下。  | ドイツ  | 1981 |
| 5   | 医師<br>エラストマー      | 患者  | 被告は、美容整形外科医。被告が原告の脣部に当該エラストマーを埋め込まずに入した。その結果、原告の皮下に腫瘍が生じ瘢痕が形成された。   | 被告(美容整形外科医)には、当該製品の使用方法に関する説明書を読んで理解する努力を怠つたという過失があると主張。                          | 被告(美容整形外科医)は、使用説明が不明確だと主張して、本件訴訟に製造者を被告として呼び込んだ。 | 被告(美容整形外科医)には、被告が分からぬい時は、使用方法が不明確だと主張し、原告に追加情報を求めは、製造者があるとして、被告敗訴の判決を下した。また、製造業者には責任が無いと判決した。 | フランス | 1981 |
| 6   | 透析装置<br>製造業者、医師   | 患者  | 23歳の患者(原告)は被告の医師により、被告メーカーが製造した人工透析装置で透析の治療を受けた。原告はその治療により、内耳に不均衡症候群を発症し、聽覚を失つた。原告は、透析装置を製造したメーカー、医師、病院に損害賠償を求めた。                       | 原告は、人工透析装置は半透膜内部で合成の尿素を使用して、この尿素が装置の滅菌過程で血液と混ざった際に、体内にダメージを与える物質(神経毒)を生成した、と主張した。 | -  | 原告勝訴<br>(メーカーの過失90%、病院側の過失10%)  | アメリカ | 1984 |

| NO. | 被告機器            | 被告   | 原告  | 事故概要  | 原告側主張  | 被告側抗弁  | 判決の結論  | 判決年  |
|-----|-----------------|------|---|---|--|--|--|------|
| 7   | バリウム<br>検査用カーテン | 患者   | 被告: Jude Radiology Medical group (病院)、Dr. Silveira(医者)、製造業者(匿名) | 原告は、検査の際のカーテンが不適切で、検査を行った際に蛍光透視器で医者が監視していないくても、それは通常の検査手続であり、パルーンが膨らんで直腸を損傷したのではなく、原因是、原告本人の年齢および長年の関節炎治療薬の服用による粘膜柔軟性の欠如によるものと主張。 | 原告は、検査の際のカーテンが不適切で、検査を行った際に蛍光透視器で医者が監視しているくとも、それは通常の検査手続であり、パルーンが膨らんで直腸を損傷したのではなく、原因是、原告本人の年齢および長年の関節炎治療薬の服用による粘膜柔軟性の欠如によるものと主張。 | 被告:(医者および製造業者)勝訴。被告(病院)はTrial当日に訴を提出し、原告は被告(病院)は4万ドルで和解解決。被告の訴訟を出した後、陪審は法廷で特に発言を求め、「この検査方法には危険性があるので、やり方を変更するよう被告に求めたい」と述べた。 | 被告:(医者および製造業者)勝訴。被告(病院)は4万ドルで和解解決。被告の訴訟を出した後、陪審は法廷で特に発言を求め、「この検査方法には危険性があるので、やり方を変更するよう被告に求めたい」と述べた。 | 1986 |
| 8   | 高圧滅菌器           | 製造業者 | 使用者   | 被告:Pelt and Crane Company   | 該製品が誤使用されたのが原因と主張。   | 該製品が誤使用されたのが原因と主張。   | 被告敗訴。損害賠償金額2万ドル。   | アメリカ |
| 9   | 陰茎補形インプラント剤     | 製造業者 | 患者  | 被告:Raz(製造業者)  | 被告の不当表示  | 不当表示と原告の障害の間には因果関係が無いと主張。具体的には、原告は例元成功率が低いことを知られていても、インプラント材を埋め込んだに違いないと主張。  | 被告勝訴。(原告の再審請求も却下) Trial前の原告側の和解金の要求額は10万ドル。被告側は和解額を提示しなかった。  | アメリカ |

| NO. | 医療機器                    | 被告 | 原告                      | 事故概要  | 原告側主張   | 被告側抗弁  | 判決の結論   | 国    | 判決年  |
|-----|-------------------------|----|-------------------------|---|---|--|---|------|------|
| 10  | 静脈カテーテル<br>製造業者<br>販売業者 | 患者 | 被告:医療機器の製造・供給者          | 1982年に、被告が供給したカテーテルが原告の左腕に挿入された。これを抜去する際に医者が、当該カテーテルが原告の脇の下のところで折れていることに気付いた。このため、破片した部分を胸郭から除去するため、複雑な外科手術が必要となつた。 | 当該静脈カテーテルは製造上の欠陥があつたと主張。  | 被告は、医者の医療過誤が原因でカテーテルが折れたと主張。さらに、当該カテーテルは親会社(holding company)が供給したもので、自分は一部の部品をつけ加えたにすぎないので、製造者とは言えないと主張。 | 1万マルク(慰謝料部分に対する損害賠償金)、当該カテーテルの破損による将来生じる金銭的および非金銭的な全ての損害に対して被告は賠償義務を負うと判決された。 | ドイツ  | 1987 |
| 11  | 豊胸用シリコーン・インプラント         | 患者 | 被告:Dow Corning Company  | 原告は1987年に豊胸用シリコーンを埋め込んだが、このため免疫機能障害を起こし様々な疾病に罹患した。  | シリコーン・インプラントの設計・製造に欠陥があると主張。  | 欠陥は無いと主張。  | 被告勝訴 被告側は生体力学の技術者と免疫学者をTrialで証人として起用した。                                       | アメリカ | 1987 |
| 12  | ペースメーカー                 | 患者 | 被告:Medtronic, Inc.(製造者) | 1986年に原告は当該ペースメーカーを埋め込んだが、その後、胸に焼けるような痛みを感じるようになつた。   | 当該ペースメーカーをして調べたところ、導線に欠陥があり電気が原告の胸の筋肉に漏れていた。さらに、電線が正常な電流を心臓に送つていなかつた。 | 欠陥は無いと主張。  | Trial前に10万ドルで和解が成立。原告は当該ペースメーカーを除去するため、更に非常な痛みを伴う手術を受けなければならなかつた。             | アメリカ | 1987 |
| 13  | 歯科用接着剤                  | 患者 | 被告:Den-Mat, Inc.(製造者)   | 当該製品を(歯科医が治療で)使用したところ、視力障害を被つた。   | 使用に際しては保護眼鏡(Protective Glasses)を着用すべきという警告が当該製品には無かつたことが欠陥であると主張。     | 不明   | 被告勝訴  | アメリカ | 1988 |

| NO. | 医療機器     | 被告              | 原告   | 事故概要  | 原告側主張   | 被告側抗弁   | 判決の結論  | 国    | 判決年  |
|-----|----------|-----------------|--|---|---|---|--|------|------|
| 14  | カテーテル    | C.R. Bard, Inc. | 被告: C.R. Bard, Inc. 被告者の被害者(2才の女児)が被告<br>被た原告(2才の女児)が被告<br>製造のカテーテルは業界の安全水準を満たしており、欠陥製品ではない。 | カテーテルが欠陥品のため気球(balloon)が破裂した。カテーテルを挿入し膀胱検査を受けた。カテーテルを挿入した時に気体を送り出血が起った。このため、将来思春期になつた時に性機能障害が出る危険性があり、そのために5、6年にわたりカウンセリングや治療を受ける必要があると専門医が指摘している。                | カテーテルは業界の安全水準を満たしていない。  | 被害者を受けた原告の生殖器は明らかに重大な障害を受けている。原告側は法廷で証言する専門鑑定証人(expert witness)として、精神科医、泌尿器科医および生体力学的技師(biomechanical engineer)を起用した。 | 被害を受けた原告の生殖器は明らかに重大な障害を受けている。原告側は法廷で証言する専門鑑定証人(expert witness)として、精神科医、泌尿器科医および生体力学的技師(biomechanical engineer)を起用した。 | アメリカ | 1988 |
| 15  | コンタクトレンズ | 製造業者<br>販売業者    | 使用者  | 35歳の家具商(女性、原告)は、コンタクトレンズ店で長期装着用コンタクトレンズを処方してもらひ着用していた。原告は着用している際に瞳孔に白斑ができると感じた。原告が眼の専門家に症状について相談したところ、角膜の酸素不足によることがわかった。原告は視力障害を感じたとしてレンズ店、レンズを製造したメーカーに損害賠償を求めた。 | 原告は、製品に酸素不足による角膜が損傷する恐れがあることの警告表示がなかった、製品の適正な使用に関する指示・警告が不十分であった、と主張した。 | -   | 和解 \$54,000  | アメリカ | 1989 |

| NO. | 医療機器            | 事故概要   | 原告 | 被告   | 原告側主張   | 被告側抗弁   | 判決の結果   | 判決年   |      |
|-----|-----------------|--|----|------|---|---|---|---|------|
| 16  | 足用帶革<br>製造業者、病院 | 被告: Becker Orthopedic Appliance Company(製造者)、Rancho Los Amigos Hospital(病院) 被告(病院)の処方箋に基づき被告(製造者)の製造した足用の帶革を着用していた原告が、自宅で訪問者のためにドアを開けようとしたところ、突然革帯が外れて転倒し、足を骨折した。原告によれば、1カ月半ほど前にも同様に革帯が外れることがあった由。 | 患者 | 患者   | 当該製品には、ネジ外れではならないときには、それを防止するロック機構も無いといふ欠陥があり、製造者も病院も原告に対してもよび接する方法について指示をしてくるなどといった主張。 | 原告の体重が重すぎることと、小児麻痺の後遺症によつて筋肉が弱つていることが転倒の原因。そもそもネジは事故どは無関係で、原告が主張するようなネジがたびたび抜けるという欠陥は存在しない。 | 原告の専門鑑定訴訟。原告は、当該製品のネジ(鉄製)の取付部分がアルミニウム製だと思い込み、鉄のネジがアルミニウムを切断したのが事故原因だと証言した。しかし実際は、ネジも取付部も鉄製だったため、この証言は信用を失つた。陪審者は両被告とも過失があつたと認めたが、原告の被害の原因では無いと判断した。原告は転倒事故後8カ月間の入院したが、足が完全に萎縮してしまったため一生車椅子生活を余儀なくされている。原告の逸失利益額は64万ドルと予想され、医學鑑定証人を全く起用しなかつた。Trial前の被告側の和解提示額は1万ドル、原告側の要求額は120万ドルであつたが、Trialに入つてからこの要求額は10万ドルに下げられた。 | 被告勝訴。Trial前の原告の要求額は125万ドル、被告の提示額は1万ドル。Trialは2日間にわたりて行われ、陪審は2時間の評議(deliberation)の末に全員一致(12対0)で被告勝訴の評決を下した。 | 1989 |
| 17  | ベースメーカー         | 被告: Cordis Corp. 1982年5月、原告はHarding医師によつてベースメーカーを埋め込んでもらったが、電池が激しく消耗してしまったため1985年7月にベースメーカーを取り替えざるを得なかつた。  | 患者 | 製造業者 | ベースメーカーの電池に設計・製造上の欠陥があることと証(warranty)違反である。   | 原告はベースメーカーに設計・製造上の欠陥が有ることを証明できなかつたので、被告には責任が無いた。  | アメリカ  | アメリカ  | 1989 |

| NO. | 医療機器  | 被告         | 原告     | 事故概要  | 原告側主張  | 被告側主張  | 判決の結論   | 判決年  |      |
|-----|-------|------------|--------|---|--|--|---|------|------|
| 18  | カテーテル | 製造業者、医師、病院 | 被告者の遺族 | 原告はMedical Group(屋名)、被告はMedical Group(屋名)原告は軽い膀胱障害のため被告(病院)に入院して外科手術を受けることになった。手術前に医者が鎖骨下からカテーテルを挿入し、それは大静脈まで達した。カテーテルを留置しましたが、翌日午後、原告は非常に苦しめはじめ、心臓発作を起こして死亡した。                               | 原告は、カテーテルが不適切に挿入されたため心臓穿孔を引き起こしたとして、医者(病院)の過失を主張。製造者に対する対応では、このような潜在的な危険についての警告が不十分と主張。  | 製造者は、先端を大静脈の結合部の下まで挿入することは危険性については当該製品に正しく警告してあると主張。 | 判決前に40.5万ドルで和解。(製造者がいくら分担したかは不明。)死亡した原告は、品質管理の技術者として約2.2万ドルの年収があった。 | アメリカ | 1989 |
| 19  | 人工膝関節 | 製造業者、病院    | 患者と家族  | 患者は人工器官を入り替える手術を受けた。メーカーに特別注意文書を切開した際、その人工ひざは小さすぎると判断され、もつとサイズの大きい代替品が手配された。手配がうまくいかず、代替品が見つかるまで2時間、患者のひざは切開されたまままであった。代替品のひざが埋め込まれたが、5日後に代替人工器官は破損した。患者は感染症を発症し、4年間に30回以上の手術を受け最終的には右足を切断した。 | 患者の妻(原告)は人工器官の製造メーカーと病院を訴えた。原告はサイズの合わない人工器官が製造されたため、患者のひざが切開されたまま2時間放置され、細菌による感染症を招いた。メーカーは患者のひざに合わない人工器官を製造したに責任があり、病院は切開されたままのひざの感染予防処置の不備に責任があると主張した。 | -  | 原告勝訴(\$4,560,000)(メーカーの過失75%、病院の過失25%)                              | アメリカ | 1990 |

| NO. | 医療機器    | 被告   | 原告   | 事故概要   | 原告側主張  | 被告側抗弁   | 判決の結論   | 国    | 判決年  |
|-----|---------|------|------|--|--|---|---|------|------|
| 20  | 眼内レンズ   | 製造業者 | 患者   | 49歳の溶接士と81歳の男性(原告ら)は、水晶体を摘出した手術を受けた。その際にともに被告のメーカーが製造した人工水晶体が眼に埋め込まれた。原告らは手術の数ヵ月後、目に痛みを覚え、ともに全盲となつた。原告らは人工水晶体を製造したメーカーに損害賠償を求めた。 | 原告らは、メーカーは認識していた晶体の危険性を認識していなかったにもかかわらず医師らに何の警告もせずに販売していた。連邦規定で製品のテストをする義務があるのにその義務を怠った、と主張した。 | -   | 原告勝訴 約\$1,200,000(うち\$700,000は懲罰的賠償)  | アメリカ | 1990 |
| 21  | カテーテル   | 製造業者 | 麻酔技師 | 被告: Becton Dickinson(製造者) AIDS患者の静脈に挿入され抜去されたカテーテル先端の針が喫煙用の吸い箱の上部から飛び出しており、原告がそれで自分の手を刺して2ヶ月後にAIDSになつた。                          | 患者の欠陥から抜去された後に、カテーテル先端の針を覆う保護カバーが無いのは欠陥であると主張。   | 製品に設計・製造の欠陥は無く、事故の原因は原告の不注意にある。原告はさらに、原告は癌で死ぬ可能性の方が高いと主張。 | 和解解決額61.5万ドル(内訳は、被告(製造者)が34.5万ドル、病院が25万ドル、原告の雇い主が2万ドルを分担)原告側の専門鑑定証人は、カテーテルの設計・製造者であるRon Lutherであった。                           | アメリカ | 1990 |
| 22  | ペースメーカー | 製造業者 | 患者   | 被告: Siemens-Pacesetter, Inc. 体内のペースメーカーの付近に感染症を発症して致命的な血液凝固を引き起こし、欠陥ペースメーカーを除去するとともに開胸手術をしなければならなかつた。                            | 欠陥のある製品を製造した被告の過失を主張。  | 製品に欠陥は無く、医者に対してのみ警告義務があり、原告に対しては警告義務は無い、と主張。              | 賠償金28.4万ドルおよび実費などの特別損害32,141ドル。(原告は治療費は6.5万ドルしかつたと主張していました。) 事故は1985年9月に発生。1987年11月に提訴。Trial前の被告側の提示額は7.5万ドル。原告側の要求額は37.5万ドル。 | アメリカ | 1990 |

| NO. | 医療機器<br>事故概要         | 原告<br>被告   | 原告<br>被告   | 原告側主張  | 被告側抗弁   | 判決の結論 | 国    | 判決年 |
|-----|----------------------|--|--|--|---|-------|------|-----|
| 23  | 陰茎補形<br>用インプラント品     | 被告: Mentor Corporation(製造者)、William Casey, M.D.<br>(手術した外科医) 原告: は被告が製造した数回にわたり、インプラント品を埋め込んだ。1986年12月の2回目の手術の時に医者が、前に埋め込んだインプラントのチューイングに穴があいていることを発見し、それを被告に送つて原因を調査してもらつた。その間、さらに15ヵ月後、次にも不具合が生じた。また、原告は2度目の手術後に深刻な感染症に罹患し3度目の手術が必要となつた。 | Mentor社製のインプラントには結合部分に欠陥があり、製造時の品質管理にも問題がある。そして同様の事故が多數報告されている。従つて、たとえ当該製品が原因で事故が発生したとしても、PL法の下では製品に欠陥があることは解釈されないので、被告には賠償責任は無い。  | 当該製品には欠陥は無く、被告の過失も無い。当該技術が証し、「結合部分のチューイングに穴があいたのは外科医による可能性が高く、接合する際に彼が製造者指定の器具を使わなかつたのではないか」と述べた(これが被告勝訴の決め手になつた?) | Trialでは被告の社員技師が証し、「穴があいたのは外科医による可能性が高く、接合する際に彼が製造者指定の器具を使わなかつたのではないか」と述べた(これが被告勝訴の決め手になつた?) | アメリカ  | 1991 |     |
| 24  | Inversion<br>Machine | 製造業者   | 被告: Unicare Corporation 原告: は当該機械を使用中にボジ溝を切つてあるシャフトの軸受け穴が壊れ、機械の上の部分が倒れ込んできた。この事故で原告は頭と首を床に打ちつけ、もともと悪かった腰部円盤をさらに痛めた。但し、手術は不要とされた。   | 当該製品の設計・製造上の欠陥を主張。   | Trialに先だって行われた調停(Mediation)の際に和解が成立。和解金額10.5万ドル。  | アメリカ  | 1991 |     |
| 25  | ギブス包<br>帯用の<br>クッション | 病院製<br>造業者<br>患者   | 被告: Standard Textile(製造者)、St. Joseph's Hospital(病院) 足を骨折した原告が、病院で足を被告製造のクッション(pillow)に乗せた状態でギブス包帯をしてもらった。1週間に後にギブスを脱したところ脛部から踵にかけて3度の火傷(third degree burns)を負つていることが分かり、13回におよぶ再形成手術が必要になつた。 | 当該プラスチック製のクッションの欠陥には、ギブス包帯をした際に発生した熱を当該クッションが(吸収せず)に反射したために火傷を引き起しただと主張。   | 被告敗訴。損害賠償金111万8500ドル。   | アメリカ  | 1991 |     |

| NO. | 医療機器<br>つま先用<br>インプラ<br>ント | 被告<br>原告   | 事故概要<br>被告:Dow Corning Wright 原<br>告の中指の第一関節成<br>形手術を受け、1982年11月に<br>右足つま先にシリコーンを埋<br>め込んだ。また、1983年4月に<br>は、左足に同様な手術を受け<br>た。1985年になつて、右足の<br>インプラントが駄目になり左足<br>のものはひどく磨耗しているこ<br>とが判明し、1986年に両方と<br>も足から除去了された。しかし、<br>すり切れたシリコーンの破片<br>が周辺の組織を侵し原告は<br>滑膜炎と骨の再吸収症を発<br>症した。              | 原告側主張<br>インプラントの設計・製造上の<br>欠陥を主張。  | 被告側抗弁<br>原告の障害の原因は手術を<br>した医者の過失によるもの<br>で、インプラントの事故率は1<br>万分の4にすぎない(きわめて<br>安全性が高い)と主張。 | 判決の結論<br>被告勝訴  | 国<br>アメリカ | 判決年<br>1991 |
|-----|----------------------------|------------|--|--|--|--|-----------|-------------|
| 26  | ペース<br>メーカー                | 製造業者<br>患者 | 被告:Cordis Corp.(製造者)<br>1983年8月に埋め込んだペー<br>スマーカーの一の調子が1986年9<br>月になつて変調を来すようにな<br>つて原告に障害が発生した。<br>原告には以前からたびた<br>び頻繁などの症状があつた<br>が、原告がペースメーカー取<br>り替え手術のため病院に向か<br>う途中で、突然ペースメーカー<br>のスイッチが「後退」モードに<br>なり鼓動数が1分当たり72から<br>50に落ちた。このため、別の<br>ペースメーカー(Medtronics社<br>製)に取り替えなければならなか<br>つた。 | 当該製品に欠陥があつて誤作<br>動し、突然「後退」モードに<br>なった。原告の専門鑑定証人<br>は、電気系統がショートして再<br>プログラム中にリードスイッチ<br>が一時的に固着したのが原<br>因と証言した。 | 被告は、当該製品を2週間テ<br>ストしたが規格通りに作動し<br>ており欠陥は無いと主張。   | 被告側の医学専<br>門鑑定証人は、テストでは原<br>告の主張するような現象は現<br>れないと証言。裁判官は、他<br>社製のペースメーカーの電池<br>が早く切れるという証拠の採<br>用を拒否した。また、本件と無<br>関係の行為で被告が裁判所<br>と行った司法取引の合意事項<br>を証拠として採用することも拒<br>否した。原告側の再審請求<br>は却下されたため、現在控訴<br>中。 | アメリカ      | 1991        |
| 27  |                            |            |  |  |  |  |           |             |

| NO. | 医療機器<br>消毒装置                          | 被告<br>製造業者                                | 原告<br>研究者        | 事故概要  | 原告側主張   | 被告側主張   | 被告敗訴。   | 判決の結論 | 国    | 判決年 |
|-----|---------------------------------------|---|------------------|---|---|---|---|-------|------|-----|
| 28  | White Consolidated Industries 研究助手の原告 | 被告: White Consolidated Industries 研究助手の原告 | 当該装置の電源を切った場合 不明 | 当該装置の電源が上昇し続け、ドアを閉めてしまうという設計上の欠陥、および警告上の欠陥について警告上の欠陥も主張。本件の事故後に、電源を切った後に圧力を逃がすように設計変更がされたという証拠あり。 | 内部の電圧が上昇し続け、ドアを閉めてしまうという設計上の欠陥、および警告上の欠陥について警告上の欠陥も主張。本件の事故後に、電源を切った後に圧力を逃がすように設計変更がされたという証拠あり。 | 被告は機械工学の技術者と安全技術者を専門鑑定証人として起用。原告および法廷証言担当の技術者(forensic engineer)を原告・被告双方で同意して起用 | 被告敗訴。損害賠償額109万753ドル。被告は機械工学の技術者と安全技術者を専門鑑定証人として起用。原告および法廷証言担当の技術者(forensic engineer)を原告・被告双方で同意して起用 | アメリカ  | 1991 |     |
| 29  | 電動車椅子                                 | 被告: Quickie Designs, Inc. (商標: Quickie)   | 患者               | 原告は四肢麻痺の障害者で、電動車椅子が突然止まつたため椅子から投げ出され、立ち直ることが出来なかつた。その際、自分の嘔吐物を吸い込んで呼吸が出来なくなり意識不明になつた。             | 電源スイッチの隣にある保継桿(joy stick)に欠陥があり、うつかりすると「off」の位置に入るために、椅子に乗っている人が前方に放り出される危険性があると主張。             | 被告は、原告がオプションとして用意してあるシート・ベルト・胸ベルトを買わなかつたと主張。                                    | Trial当日のタ方に和解成立。<br>和解金額12.5万ドル。  | アメリカ  | 1991 |     |
| 30  | 病院用<br>ベッド:                           | 被告: Hill Rom Company, Inc.                | 被害者の<br>遺族       | 原告側は、(コントロール・ロッドの)圧力を検知して電気を切るセンサー・スイッチが装備されていない欠陥を主張。  | 原告側は、(コントロール・ロッドを起動・制御するリーン・スプリングが壊れ、(コントロール・ロッドがベッドに寝ていた被害者を押しつぶして?)死亡させた。                     | 被告敗訴。賠償金120万ドル。   | アメリカ  | 1991  |      |     |

| NO. | 医療機器            | 被告       | 原告 | 事故概要  | 原告側主張   | 被告側抗弁   | 判決の結論  | 国    | 判決年  |
|-----|-----------------|----------|----|---|---|---|--|------|------|
| 31  | 豊胸用シリコーン・インプラント | 患者       | 患者 | 被告: Heyer Schilt 豊胸手術を受けた直後に原告は包襄(capsular contracture)になつた。2度にわたる切開手術の後、原告の右の胸の袋が破れていることが分かり、その後左も同様に破れています。 | 当該インプラントは欠陥製品で、袋が破裂して中のシリコーン・ジェルが体内に流れ出てしまつた。原告の右の胸の袋が破裂していることが分かり、その後左も同様に破れています。                  | 原告は、原告の誤り出したインプラントを再び埋め込まないよう警告していたのに、原告がこの警告を無視したのが事故原因であると主張。 | 被告勝訴   | アメリカ | 1991 |
| 32  | 注射針             | 販売会社     | 患者 | 27歳の葬儀屋が死体を注射針を使い処理していた時に注射針が解剖用手袋に刺さり負傷した。死体の口からの分泌物が被害者の傷口に感染し、右人差し指にヘルペス性ひょう疽を患い5日間入院した。原告は注射針を販売した会社を訴えた。 | 注射針が必要以上に長く、突き出しているという欠陥により事故に至った。重度のヘルペス性ひょう疽が再発する恐れがあり、重度の精神的苦痛を負った。                              | -   | 原告勝訴 \$225,000<br>(原告の過失10%)                                     | アメリカ | 1992 |
| 33  | カテーテル           | 製造業者, 医師 | 患者 | 被告: Catheter Technology Corporation(製造者), Dr. Harrison and Dr. Kim(医者)  | 製造者に対しては、当該カテーテルに穴があいていて、そこからアドリアマイシン(抗腫瘍抗生物質)が体内組織に漏れたのが原因と主張。医者に対しては、カテーテルの挿入および手術後の手当に過失があつたと主張。 | 被告は無く事故原因は医者の過失と主張。   | 被告勝訴。原告の和解要求金額は32.4万ドル。被告側が和解金額を提示したかどうかは不明。原告はこの判決を不服として控訴している。 | アメリカ | 1992 |

| NO. | 医療機器<br>陰茎補形<br>用インプラント | 原告<br>被告<br>製造業者、医師 | 原告<br>患者 | 事故概要<br>被告: American Medical System(製造者)、Dr. Naftel and Dr. Norris(医者) 1985年に糖尿病の結果インポンボになつた原告が陰茎補形インプラント手術を受けた。ひどい傷跡があつたため、陰茎の左側の海綿体を右側のものと同じ長さまで膨脹させることなどができないかつた。手術中にインプラントを膨張させたところ、原告は直ちに勃起したが、6ヶ月月後に再度インプラントを膨張させたところ、ペニスが左へ曲がってしまうようになった。 | 原告側主張<br>当該インプラント製品には欠陥があり、医者もサイズが合わない製品を使つたのが原因であると主張。  | 被告側抗弁<br>製造者は製品に欠陥は無いと主張。  | 判決の結論<br>原告の和解要求<br>被告勝訴。原告は24.5万ドル。製造者は5000ドルを提示したが、医者は提示額ゼロ。10日間のTrialの後、陪審団は5時間で訴訟に達した。原告側はTrialの際に、原告の被つた損害額を明示しなかった。 | 国<br>アメリカ | 判決年<br>1992 |
|-----|-------------------------|---------------------|----------|--|--|--|---|-----------|-------------|
| 34  | 外科手術用ドリル                | 製造業者、病院             | 患者       | 被告: Bodman & Shurtliff, Inc.(製造者)、Boulder Community Hospital(病院) 1972年に原告が頭蓋骨に穴を開ける外科手術を受けた際、手術用ドリルに不具合が発生して脳を傷つけたため、原告は激しい発作を引き起こすようになった。   | 被告側(製造者と病院)は、原告の大出血はドリルが脳を傷つけたためではなくて、原告の脳の血管が奇形をしていてそれが破裂したために生じた者であると主張。さらに、製造者は、もし適切に掃除、組立、給油していればドリルに不具合が発生することは無いと主張。一方、病院は、同様の事故が多くの病院で発生しており、製造者は使用する人間が犯す過ちの要素を十分考慮しないで製造していた可能性を示唆。 | 通常賠償金450万ドル(被告2億500万ドルを連帯して賠償)、懲罰的賠償金150万ドル(製造者に要求のみ) Trial前の原告の要求額は195万ドル。被告は両者合計で30万ドルを提示。 | アメリカ  | 1992      |             |
| 35  |                         |                     |          |  |  |  |   |           |             |

| NO. | 医療機器<br>鉛製ブロ<br>テクター | 被告<br>製造業者<br>その<br>他の<br>者 | 原告<br>看護師 | 事故概要<br>原告側主張   | 被告側抗弁  | 判決の結論   |  | 国    | 判決年  |
|-----|----------------------|-----------------------------|-----------|---|--|---|--|------|------|
|     |                      |                             |           |   |  | 原告側は、当該製品に欠陥はなく、(使<br>用している病院より?)欠陥状<br>態にあつたといつう通知も無<br>かった。 | 被告勝訴 Trial(裁判)前の段<br>階で、被告は和解金として1万<br>ドルを提示。これに対して原<br>告は3万ドルを要求したため<br>和解は不成立となり、Trialに<br>突入した。                                       |      |      |
| 36  |                      |                             |           | 原告側は、当該製品の設計、<br>接着、保守が不適切であった<br>のは被告の過失であると主<br>張。  | 当該製品に欠陥はなく、(使<br>用している病院より?)欠陥状<br>態にあつたといつう通知も無<br>かった。 | 被告は原告側の過失(使用上<br>の?)を主張。                                      | 陪審員は、賠償金15万ドル、<br>但し、原告本人の過失(25%)<br>を相殺して11万7500ドルを原<br>告に支払えとの評決<br>(Verdict)を下した。この評決<br>(Verdict)は無効とされ、本件<br>は控訴されたが、控訴審の情<br>報は不明。 | アメリカ | 1992 |
| 37  | 足用添木                 | 製造業者<br>被害者の<br>遺族          |           | 被告: Bremer Brace of<br>Florida, Inc. 事故後、本人が<br>別の原因で死亡したためこの<br>PL訴訟は遺族が起こした。被<br>告が製造した添木を接着した<br>が合わなかつたため、原告が<br>両足に傷口の開いたため裂傷を<br>負い、両足先の神経を損傷し<br>た。その後、別の原因で死<br>亡。                            | 当該製品の作製<br>(preparation)に過失があつ<br>た。                     | 被告は原告側の過失(使用上<br>の?)を主張。                                      | 陪審員は、賠償金15万ドル、<br>但し、原告本人の過失(25%)<br>を相殺して11万7500ドルを原<br>告に支払えとの評決<br>(Verdict)を下した。この評決<br>(Verdict)は無効とされ、本件<br>は控訴されたが、控訴審の情<br>報は不明。 | アメリカ | 1992 |
| 38  | 足用帶革                 | 製造業者<br>患者                  |           | 被告: Bremer Brace of<br>Florida, Inc. 原告には糖尿病<br>性神経疾患による軽度の歩<br>行障害があり、このため、歩<br>行を補助する目的でプラス<br>チック製の足用帶革を被告に<br>注文し、1989年10月29日に当<br>該製品を受け取った。しかし、<br>これがうまく合わなくて、両足<br>に負傷するとともに足の神経<br>にも損傷を与えた。 | 製造に際して被告に過失があ<br>り、その結果負傷したと主張。                          | 原告には過失は無く、むしろ<br>原告本人の過失が原因と主<br>張。                           | 原告勝訴。賠償金 5万ドル。<br>(但し、本人過失25%と認定さ<br>れ、それが相殺されるので、<br>本人の受取額は11万2500ド<br>ル)  | アメリカ | 1992 |

| NO. | 医療機器<br>メーカー | 被告<br>製造業者,病院  | 原告<br>患者   | 事故概要   | 原告側主張   | 被告側抗弁   | 判決の結果 | 判決年  |      |
|-----|--------------|--|--|--|---|---|-------|------|------|
| 39  | ペース<br>メーカー  | 被告: Electronics Pacing Systems(製造者), Peninsula Medical Group/Kaiser Hospital(病院) 原告は、いぜんに埋め込んだペースメー カーの電池が切れたので、上記病院でこれの除去と新しいペースメー カーを埋め込む手術を受けた。(両方とも被告の製品?)しかし、これがが豊胸手術で埋め込まれたインプラントと同じ場所に埋め込み場所を変えるために3度目の手術をしなければならなかつた。(当該製品の製造者はOcordis社であつたが、同社は後にTelectronics社に買収されていいる。) | 原告は、製造者が電池切れの危険性について警告しなかつたと主張。病院側に対しでは、2番目のペースメー カーの埋め込みに過失があつたと主張。 | 原告(製造者)は電池切れの危険性について警告していなかったと主張。原告(病院)は埋め込みに当たつて過失は無いと主張。   | 原告は、被告(製造者)は1万~1.5万ドルを提示。原告はそれの被告に対する対して2万ドルずつを要求。Trialは5週間続いた。 | アメリカ  | 1993  | アメリカ | 1993 |
| 40  | 人工心臓<br>弁    | 被告: Shiley Corporation   | 原告<br>患者   | 被告は当時の最先端の科学技術の水準を満たしており、15-20年間は大丈夫だと言われた。1991年にになって人工弁の問題点、すなわち弁の支柱(strut)が壊れやすく、万一壊れたら数時間以内に手当しないと死に至る傾向があること | 被告には、欠陥のある製品を製造し、かつ、その危険について警告しなかつたと主張。                         | Trial直前に和解で解決。和解金額61万ドル手術後、理由不明だが、当該人工弁の一部が原告の腹部に残っていた。 | アメリカ  | 1993 |      |

| NO. | 医療機器<br>カル及び挿入器 | 被告<br>製造業者<br>医師、<br>病院   | 原告<br>患者と家<br>族 | 原告側主張<br>事故概要  | 被告側抗弁  |  | 判決の結論 | 国    | 判決年 |
|-----|-----------------|---|-----------------|--|--|--|-------|------|-----|
|     |                 |   |                 |  | 被告   | 原告側主張  |       |      |     |
| 41  | カテーテル及び挿入器      | Abbott Laboratories (カーテルの製造者)、Arrow International, Inc. (挿入器の製造者)、Providence Health Center (病院) Ronald A. Woods, Jr., M.D (医者) | 患者              | 原告と医師側は、力失を主張。製造者に対する指示・警告が不十分であるというPL法上の厳格責任(無過失責任)を主張。 | 被告と医師側は、原告の障害は塞栓症によって生じたものではないと主張。製造者側は、製品の誤使用が事故の原因であると主張。併せて、医者だけが使う(一般消費者が使わない)医薬品に関する認めた。され、そのようないくつかの抗弁を主張した。(この抗弁は、そのような医薬品の製造者は車門的な知識のある医者に対する指示・警告を行うだけで良く、一般消費者に対する警告を行つ必要はないとするものである。) | Trialの最中に和解が成立。和解総額 112.5万ドル(内訳は、病院が53万7500ドル、医者が7.5万ドル、Arrowが47.5万ドル、Abbottが3万7500ドルを分担した。) 原告(被害者)の将来の治療費は年間10.5万ドル、逸失利益は9.7万ドルと見込まれた。なお、休業損害の金額は明らかにされていない。 | アメリカ  | 1993 |     |
| 42  | ペースメーカー         | Intermedics, Inc. (ペースメーカーおよび電池の製造者)  | 患者              | 被告は、ペースメーカーの電池がすぐ切れることは保証違反(breach of warranty)であると主張。   | 設計・製造上の欠陥は無いと主張。   | 原告勝訴。通常賠償金181万ドル。懲罰的賠償金は認めず。Trial前の原告の要求額は1万ドル。原告の治療実費は約2万ドル。  | アメリカ  | 1993 |     |
| 43  | 子宮内避孕具          | A. H. Robins Company  | 患者              | 被告は当該製品の危険性について警告を怠り、また製品そのものの設計・製造に欠陥があった。              | 原告の障害は当該避孕具の挿入により以前に行われた腹腔内出血の手術が原因であり、当該製品とは無関係と主張。   | 被告勝訴。原告は専門鑑定人による起用して争った。   | アメリカ  | 1993 |     |

| NO. | 医療機器<br>陰莖補形<br>用インプレン<br>ト | 被告<br>製造業者   | 原告<br>患者 | 事故概要<br>当該製品の製造・設計上の欠<br>陥を主張。   | 原告側主張<br>当該製品には欠陥は無く、神<br>経障害は原告の糖尿病から<br>発生したものであると主張。   | 被告側抗弁<br>当該製品は原告の糖尿病から<br>発生したものであると主張。   | 判決の結論<br>原告勝訴、損害賠償金32万ドル   | 国<br>アメリカ | 判決年<br>1993 |
|-----|-----------------------------|--------------|----------|--|---|---|--|-----------|-------------|
| 44  | 眼鏡                          | 製造業者<br>販売業者 | 使用者      | 被告: American Medical Systems, Inc. 糖尿病のためインポートされた原告が当該製品(Model 700 CX)を埋め込んだが、後にそれに不具合が発生したため外科手術で除去しなければならなくなつたが、この手術の際に神経障害を被つた。   | 眼鏡に付いていた四角い札の角が鋸利であったのが事故原因だと主張。  | 当該製品は常に発泡プラスチックのインナーの付いたケースに入れていたる筈(札は付いていない?)と主張。  | 原告勝訴   | アメリカ      | 1993        |
| 45  | 眼鏡                          | 製造業者<br>販売業者 | 使用者      | 被告:Nob Pharmacy(販売者)、Amber Vision Glasses(製造者) 当該眼鏡を店頭で試着した際に、眼鏡に付けられていた札(tag)の一部が目に入り、角膜剥離の障害を与えた。このため原告は局部麻酔による異物摘出手術を余儀なくされた。   | 眼鏡に付いていた四角い札の角が鋸利であったのが事故原因だと主張。  | 当該製品は常に発泡プラスチックのインナーの付いたケースに入れていたる筈(札は付いていない?)と主張。  | 原告勝訴   | アメリカ      | 1993        |
| 46  | 豊胸用シリコーン                    | 病院<br>製造業者   | 患者       | 被告:INAMED Corp.(製造者)、McGhan Medical Corp.(病院) 3人の原告はそれぞれ1971年、1981年、1986年に豊胸手術を受けシリコーンを体内に埋め込んだ。その後埋め出だしシリコーンが体内に流れ出し、原告は3人とも、免疫および神経障害を発症し、異型性性脳膜瘤、後遺症を伴つた神経の脳髄腫を破壊する変性性神経病、筋肉痛、体力減退、疲労感、自律神経失調、関節痛、記憶の喪失などの中状に悩まされるようになつた。 | 原告側は訴因として、民事上の共同謀議(Civil conspiracy)、詐欺(fraud)、設計および販売上の欠陥、過失、重過失、欺瞞的取引(deceptive trade practices)を挙げて損害賠償を求めた。 | 原告側は訴因として、民事上の共同謀議(Civil conspiracy)、詐欺(fraud)、設計および販売上の欠陥、過失、重過失、欺瞞的取引(deceptive trade practices)を挙げて損害賠償を求めた。 | 原告側勝訴、通常賠償金1290万ドル、懲罰的賠償金1500万ドル原告側はFDA(連邦食品医薬品局)のコンサルタントを証人に呼んで証言させた。 | アメリカ      | 1993        |

| NO. | 医療機器<br>人節 | 原告<br>被告 | 製造業者<br>患者 | 事故概要   | 原告の主張<br>被告の主張  | 被告側抗弁  | 判決の結論  | 国<br>アメリカ | 判決年<br>1994 |
|-----|------------|----------|------------|--|---|--|--|-----------|-------------|
| 47  |            |          |            | 原告(60歳、体育教師)は被告メーカーが製造した人工二インプラント(膝部の移植組織)を使用していた。二インプラントのポリエチレン部分は層間剥離を起こし、原告はプラスチックの破片により骨吸収(古い骨が分解され壊れていくことを被り治療を要した。原告は人工ニードルプランツのメーカーに損害賠償を求めた。                                 | 原告は、被告の製品の熱処理工程でプラスチック部の表面部分がもろくなり、次に剥離しやすくなり層が生じ剥離に至った、熱工程の後に材料のテストをするのを被告は失念した。 | -  | 原告勝訴 約\$216,000  | 原告勝訴      | アメリカ        |
| 48  |            |          | カテーテル      | 被告: Arrow International, Inc.<br>(製造者)病院の回復室にいた間にカテーテルのキャップが脱れて原告の静脈脈に空気が入り、重度の空気塞栓症になつた。この結果、原告は軽度の脳障害を起し眼筋麻痺、視力障害、激しい頭痛などの後遺症に悩まされ、内科専門医および眼筋麻痺専門医の治療を受けたが、結局、脳の腫瘍摘出手術を受けざるを得なかつた。 | 欠陥のある製品を製造した被告の過失を主張。   | 被告: Arrow International, Inc.<br>(製造者)病院の回復室にいた間にカテーテルのキャップが脱れて原告の静脈脈に空気が入り、重度の空気塞栓症になつた。この結果、原告は軽度の脳障害を起し眼筋麻痺、視力障害、激しい頭痛などの後遺症に悩まされ、内科専門医および眼筋麻痺専門医の治療を受けたが、結局、脳の腫瘍摘出手術を受けざるを得なかつた。 | Trial前に和解が成立した。和解金額142.5万ドル(製造者が85万ドル、眼筋麻痺専門医および病院が各々10万ドルずつ分担した。) | アメリカ      | 1994        |
| 49  |            |          | カーテル       | 被告: Gesco(製造者)、Cardinal Hospital(病院)原告が被告の病院で治療を受けていた際に、病院の医者が挿入したシリコンゴム製のカテーテルが破損して心臓付近に残った。このため手術が必要つけた。このため傷跡も残った。  | 被告(病院)にカテーテル挿入時に過失があり、そのために手術が必要になつた。被告(製造者)に対しては、製品の設計・製造・警告の欠陥を主張。              | 被告(病院)勝訴。提訴日は1991年2月。Trial前の原告要求額は15万ドル。被告(病院)の提示額は5,000ドル。  | アメリカ   | 1994      |             |

| NO. | 医療機器               | 被告         | 原告         | 原告側主張   | 被告側抗弁  | 事故概要   | 判決の結論  | 国    | 判決年  |
|-----|--------------------|------------|------------|---|--|--|--|------|------|
| 50  | 人工心臓弁              | 製造業者<br>被告 | 被害者の<br>遺族 | 被告:Pfizer, Inc. 被告製造の<br>心臓用人工弁が壊れ、被害<br>者が死亡した。  | 当該製品の欠陥で被害者が<br>心臓発作を起こして死亡した<br>と主張。  | 死亡した被害者にはもともと、<br>心臓容積の収縮期減少によ<br>る慢塞、大動脈切断、心臓弁<br>の障害があり、原告側は正確<br>な死因を証明していない。               | 被告勝訴。事故は1986年7月<br>に発生。訴訟は1992年1月に<br>提起され、Trialは1994年3月<br>に行われた。 | アメリカ | 1994 |
| 51  | 足用帶革               | 製造業者       | 患者         | 被告:Becker Orthopaedics(製<br>造者) 被告製造の革がうま<br>く機能せず、1年間にわたりつて<br>板が足を擦り続けたため潰瘍<br>が生じた。  | 当該製品の設計上の欠陥を<br>主張。具体的には、止めネジ<br>(screw)がたびたび壊れ、被<br>告はより大きくて丈夫なネジを<br>供給すべきであったと主張。 | 当該製品には止めネジ<br>(screw)がたびたび壊れ、被<br>告はより大きくて丈夫なネジを<br>供給すべきであったと主張。                              | 被告勝訴。Trial前の原告要<br>求額は3万4900ドル、被告側<br>の提示額は7500ドルであつ<br>た。         | アメリカ | 1994 |
| 52  | 人工補て<br>つ物(義<br>眼) | 医師         | 製造業者       | 被告は、医師。原告は製造業<br>者(Laboratoires 3M Sante)。<br>被告(医師)が患者に埋め込<br>んだ義眼が破損して、患者が<br>視力を喪失した。原告は当該<br>製品(義眼)の製造者。(本件<br>は、患者が第一審で医師と製<br>造者を訴え、ここで敗訴した。<br>製造者が医師を相手取って控<br>訴した事件) | 当該製品には使用目的に合<br>致しており、被告(医師)は患<br>者に対して契約上、適切に義<br>眼を埋め込むという責任を<br>負っていると主張。         | 使用目的に合致している製品<br>を供給し埋め込むことができ<br>なかつた製造者と医師は、運<br>営して患者に対しても責任を負<br>うと判決された。(判決額、責<br>任割合不明。) | フランス   |      |      |

| NO. | 医療機器        | 被告   | 原告 | 事故概要   | 原告側主張   | 被告側抗弁   | 判決の結論  | 国    | 判決年  |
|-----|-------------|------|----|--|---|---|--|------|------|
| 53  | カテーテル       | 製造業者 | 患者 | 被告: Davol, Inc. (製造者) 原告が化学療法による治療を受けていた間に、中央静脈用カテーテルが挿入されたが、1988年6月になつて原告はカテーテルを生理食塩水で洗浄する際に、焼けるような痛みを訴えるようになった。そして2年後の健康診断時、カーテンが破損して6インチほどの部分が体内に残っているのが発見され、1990年5月2日に外科手術によって問題な除去された。但し、その際外科医が、カテーテルが正常に体内に挿入されていたか否かを確認したという証拠は無い。 | 原告は当該カテーテルに欠陥があるとしたが、最初にカテーテルを(化学療法しながら)には賠償請求しなかった。1988年6月になつて原告はカテーテルを切斷したのが原因であると主張。   | 被告は製品の欠陥を否定。外科医の挿入の仕方が悪く、骨と骨の間に二通りに挿入され、骨が同様な形状が、外科医の挿入方法が悪く骨で切斷されたという典型な例として医学書に載つており、これが被告勝訴の決め手になった。Trial前の原告の要求額は10万ドル。被告側の提示額は5000ドルであったが、この提示額はTrialが開始された当日に撤回された。 | 被告勝訴。原告の要求額は10万ドル。被告側の提示額は5000ドルであったが、この提示額はTrialが開始された当日に撤回された。                                   | アメリカ | 1994 |
| 54  | 陰茎補形用インプラント | 製造業者 | 患者 | 被告:Dacomed Corp 治療の服用でインボンに不適反応が発生し、これが原因で金属線が切断された。この製品は他の同種製品と違い、複数の小さな空気室を膨らませる方式ではなくて、細い金属製の線で動かす方式を採用していた。当初は問題がなかったが、2年後に金属線が切断されたため問題が生じ、当該製品を除去しなければならなかつた。  | 動かすときには金属線がお互いに接觸し擦れ合って疲労破壊が発生し、これが原因で金属線が切断された。この製品は他の同種製品と違い、複数の小さな空気室を膨らませる方式ではなくて、細い金属製の線で動かす方式を採用していた。当初は問題がなかったが、2年後に金属線が切断されたため問題が生じ、当該製品を除去しなければならなかつた。 | 被告は、より太い線の使用も試してみたが、ペニスが柔らかい感じになってしまったため、この採用を断念した。被告の技師は、他に、接触磨耗が発生せず、十分な強度を有する所まで上告されたが、被告勝訴の第一審の判決が支持され確定した。   | 被告勝訴。陪審は、被告の技師の証言により、当該インプラントをより安全に作ること是不可能であつたと判断した。本件はオクラホマ州の最高裁判所まで上告されたが、被告勝訴の第一審の判決が支持され確定した。 | アメリカ | 1994 |

| NO. | 医療機器  | 被告                               | 原告   | 事故概要   | 原告側主張  | 被告側抗弁 | 被告勝訴  | 判決の結論   | 国       | 判決年  |
|-----|-------|----------------------------------|--|--|--|-------|---|---------|---------|------|
| 55  | 血圧測定器 | Vita-Stat Medical Services, Inc. | 原告と義理の息子が販売店で当該血圧測定器を試用してみた。息子は問題なため腕を差し入れたところきつくなり腕が抜けなくなつた。このため原告は目がくらみ意識が朦朧などならなかった。そして締め付けが緩んだ時、腕を抜き、2歩歩いたところで意識を失い転倒し、床に顔面を殴打して右上頸骨洞の骨折、首と背中のむち打ち症、歯の折損、心理的な障害などを負つた。 | 設計・製造・指示・警告上の欠陥を主張。  | 不明   |       |   | America | America | 1994 |
| 56  | 人工心臓弁 | Shiley Corp.                     | 患者   | 原告は心臓の僧帽弁を当該人工弁に取り替えた。その際に20年間は大丈夫と言われたが、1991年に当該製品の弁の支柱が壊れやすいという情報が公表され、その後、原告の弁の手術を受けなければならなかつた。   | 設計・製造上の欠陥に加えて、人工心臓弁の潜在的な危険についての警告が無かつたと主張。   | 不明    | Trial直前に和解が成立。和解金額61万ドル。                    |         | America | 1994 |
| 57  | 人工呼吸器 | 製造業者<br>病院<br>その他                | 患者   | 27歳の男性が自分がテナントとして入っているビルの中庭から、12フィート(約4メートル)下の歩道に転落した。救急車で病院に運ばれ、治療を受けた。自力で呼吸ができないため呼吸装置を使用して酸素が供給された。CTスキャンを撮つている時、呼吸装置のチューブが外れて酸素が供給されなくなり、病状が悪化し脳に障害を被つた。 | 原告は、呼吸装置メーカー、病院、ビルの所有者を相手取り訴訟を起こした。原告は呼吸器に構造的欠陥があると主張した。呼吸器のチューブが外れれば自動的にアラームを発するべきであると主張した。 | -     | 和解 \$5,573,349<br>(呼吸装置メーカーの負担は\$2,500,000) |         | America | 1995 |